

岡山県青少年問題協議会規則（抜粋）

昭和 29 年 4 月 9 日
岡山県規則第 23 号

（所掌事項）

第 1 条 岡山県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
 - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 協議会は、前項に規定する事項について、知事及び関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。この場合において、第 3 号に掲げる者については、2 人以内とする。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募に応じた者
- 3 委員の任期は、2 年とする。
- 4 委員が欠けた場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命され、又は委嘱されるまでは、その職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第 3 条 協議会に副会長一人を置き、会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第 4 条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員又は学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

（部会）

第 5 条 協議会にその所掌事項に係る専門事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、会長の指揮を受け、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（幹事）

第 6 条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員又は学識経験を有する者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（略）